

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金について

詳細 [こども支援課](#) ☎(32)6416

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり6万円の特別給付金を支給します(国5万円+道1万円)。

- 対象者**
- 低所得のひとり親世帯で次のいずれかに該当する方①令和4年4月分児童扶養手当受給者②公的年金等受給(障害年金や遺族年金)により、令和4年4月分の児童扶養手当が支給されない③新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変し、稼働収入が児童扶養手当対象水準まで下がった
 - 低所得のふたり親世帯で次のいずれかに該当する方④令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑤令和4年3月31日時点で18歳未満(障がい児は20歳未満)の子の養育者かつ令和4年度住民税均等割が非課税⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、稼働収入が非課税水準まで下がった
- ※どちらか一方の給付金しか受け取れません
 ※⑤、⑥は令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象です
 ※対象児童の年齢要件は平成16年4月2日(障がい児は平成14年4月2日)から令和5年2月28日生まれです

- 支給日**
- ①、④=支給済み
 - ②、③、⑤、⑥=こども支援課で配布の申請書を受理後随時支給

申し込み・詳細 令和5年2月28日(火)までに直接または郵送(必着)で [こども支援課](#)



▲詳細はこちら

住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円) 受け付け終了します

申請期限間近!

詳細 [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ☎(32)6266

※一度でもこの給付金を受け取った世帯は給付対象外

対象者 市から住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給要件確認書が届いている方で、まだ確認書の提出がお済みでない方

給付額 1世帯当たり10万円 ※世帯主名義の預貯金口座に振り込み

申請方法 11月30日(火)までに確認書を直接または郵送(必着)で [臨時特別給付金窓口\(市役所9階\)](#)
 ※詳しいご案内は確認書に同封
 ※修正申告により世帯全員が非課税になった場合はご連絡ください



▲詳細はこちら

【仮称】価格高騰緊急支援給付金(5万円)

詳細 [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ☎(32)6266

詳細については広報12月号でお知らせします

新聞などで報道されている低所得(令和4年度住民税非課税)世帯に対する、1世帯当たり5万円の給付金につきましては、支給準備を進めているところであり、対象者の方については確認書を発送しますが、発送時期などについては現在のところ未定です。

高齢者世帯等生活支援事業(1.2万円)

詳細 [臨時特別給付金受付窓口\(市役所9階\)](#) ☎(32)6266

物価高騰の影響が、特に大きいと考えられる低所得(令和4年度住民税非課税)の高齢者世帯および障がい者世帯に対して、1世帯当たり1万2千円を支給します。

対象者 令和4年6月1日(基準日)に本市に住民票があり、世帯全員が令和4年度分の住民税非課税で次のいずれかに該当する世帯

- 基準日時点で満65歳以上の者を含む世帯
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを持つ者を含む世帯

※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を受給している世帯は対象外

申請方法 令和5年2月28日(火)までに確認書を直接または郵送(必着)で [臨時特別給付金窓口\(市役所9階\)](#)
 ※市から対象世帯へ10月下旬頃に確認書を送付



▲詳細はこちら